

平成19年 5月30日制定

平成21年 2月20日改定

平成22年 4月 1日改定

財団法人茨城県建築センター 構造計算適合性判定業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この構造計算適合性判定業務規程(以下「規程」という。)は、財団法人茨城県建築センター(以下「財団」という。)が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関として行う、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第5項、法第6条の2第3項及び法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定(以下単に「判定」という。)の業務の実施について、法第77条の35の9の規定により必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築確認 法第6条第1項及び法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは、第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認をいう。
- (2) 制限業種 次に掲げる業種(国、都道府県又は市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。
 - (a) 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
 - (b) 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
 - (c) 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
 - (d) 建築設備の製造、供給及び流通業
- (3) 親族 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。
- (4) 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
 - (a) その者又はその親族が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等
 - (b) その者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)
 - (c) その者の親族が役員である企業、団体等(過去2年間に役員であった企業、団体

等を含む。)

(基本方針)

第3条 判定の業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知(技術的助言)並びに茨城県知事が定める基準によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第4条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後6時までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日(ただし、当財団が特に定めた日を除く。)

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 判定の業務を行う時間及び休日については、次に掲げる場合においては、前2項の規定によらないことができる。

(1) 第10条第4項の説明を受ける場合その他判定に係る審査を行う場合

(2) 緊急を要する場合その他正当な事由がある場合

(事務所の所在地等)

第5条 事務所の名称及び所在地は、次の表に定めるとおりとする。

名称	所在地
本部事務所	茨城県水戸市笠原町978-30

2 判定の業務を行う区域(以下「業務区域」という。)業務区域の判定の求めを受け付ける事務所及び判定の業務を行う場所は、別表1に定めるとおりとする。

(判定の業務の範囲)

第6条 財団は、別記1に定める建築物(以下「判定対象建築物」という。)に係る判定の業務を行うものとする。

2 財団は、財団が法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条の2第3項の規定により指定確認検査機関として求めなければならない判定の業務は行わないものとする。

3 財団は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、その判定の業務を行わないものとする。

(1) 財団の代表理事又は判定の業務の担当役員

(2) 前号に掲げる者の親族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。)

(3) (1)に掲げる者の関係企業等

4 財団は、次のいずれかに該当する指定確認検査機関から求められる判定の業務は行わないものとする。

- (1) 財団が指定確認検査機関の代表者(代表権を有する役員をいう。)又は担当役員の関係企業等に該当する場合にあっては当該指定確認検査機関
- (2) 財団の親会社等(法第 77 条の 19 第十号に規定する親会社等をいう。)である指定確認検査機関
- (3) 財団が法第 18 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条の 2 第 3 項の規定により指定確認検査機関として求めなければならない判定の業務を行う指定確認検査機関

第2章 判定の業務の実施方法

(判定の求めの事前通知)

第7条 判定を求めようとする建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)は、別記 2 に定める日に、判定の求めに係る建築物の計画概要及び判定依頼予定日を記載した「構造計算適合性判定依頼事前通知書(別記様式 SF-01)」を電子メールの送信又はファクシミリを利用してする送信により、財団に提出するものとする。

2 建築主事等は、前項の通知書に記載した判定依頼予定日を変更する場合は、速やかに財団に通知するものとする。

3 財団は、前 2 項の通知を受けた場合に、次の各号に掲げる事項を建築主事等に通知する必要があると認めるときは、これを通知するものとする。

- (1) 第 1 項の事前通知書の提出状況
- (2) 第 9 条第 1 項の判定用提出図書等の受付状況

(判定の求め)

第8条 判定を求めようとする建築主事等は、財団に対し、次の各号に掲げる図書等(以下「判定用提出図書等」という。)を提出するものとする。

- (1) 構造計算適合性判定依頼書(別記様式 SF-02)
- (2) 建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。)第 2 条第 2 項各号に規定する図書及び書類
- (3) 判定の求めに係る建築物の構造計算が法第 20 条第二号イ又は同条第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下「大臣認定プログラム」という。)により適正に行われたものであるかどうかの判定を求める場合にあっては、施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ(2)ただし書き(施行規則第 3 条の 3 第 1 項又は施行規則第 8 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する磁気ディスク等(以下単に「磁気ディスク等」という。)

2 判定用提出図書等の提出については、予め建築主事等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(財団の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と建築主事等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク等の提出によることができる。

(判定の受付及び契約)

第9条 財団は、前条の規定による判定用提出図書等の提出があったときは、次の各号に

掲げる事項を確認し、これを受け付ける。

- (1) 判定の求めに係る建築物が、第 6 条に定める判定の業務の範囲に該当するものであること。
 - (2) 前条第 1 項各号に掲げる判定用提出図書等(判定に要するものに限る。)が提出されていること。
 - (3) 前条第 1 項(1)の構造計算適合性判定依頼書に記載すべき事項に記載漏れがなく、その記載内容が適切であること。
- 2 財団は、前項の規定による確認により、同項各号のいずれかにより該当しないと認める場合においては、建築主事等にその補正を求めるものとし、当該補正後においては前項の規定を準用する。
- 3 財団は、第 1 項の規定による受付をした場合においては、建築主事等に「構造計算適合性判定受付書(別記様式 SF-03)」を交付するものとする。この場合において、判定を求めた建築主事が置かれた県、市町村若しくは判定を求めた指定確認検査機関(以下「県等」という。ただし、財団と予め別途契約を締結した者を除く。)と財団は別に定める「財団法人茨城県建築センター構造計算適合性判定業務約款(SR-02)」に基づき契約を締結したものとする。なお、財団が前条第 1 項(1)の構造計算適合性判定依頼書に受付印を押印し、その写しを建築主事等に交付した場合は、財団の受付印が押印された構造計算適合性判定依頼書の写しをもって、構造計算適合性判定受付書に代えることができるものとする。
- 4 前項の構造計算適合性判定業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 建築主事等の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建築主事等は、財団から判定用提出図書等について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならないこと。
 - (b) 財団が判定に係る審査の実施にあたって必要があると認め、確認の申請者(建築物の設計者を含む。以下単に「申請者」という。)に対して構造計算に関する説明を直接求めたときは、建築主事等は、当該申請者がこれに応じるように、必要な措置を講じなければならないこと。
 - (c) 財団が判定に係る審査において、当該判定の求めに係る構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合に、建築主事等に対してその旨及びその理由を通知したときは、建築主事等は、必要な措置を講じなければならないこと。
 - (2) 判定手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 判定手数料の額の決定に関すること。
 - (b) 判定手数料の支払期日に関すること。
 - (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 構造計算適合性判定結果通知書(第 14 条第 1 項の通知書をいう。以下この項において「判定結果通知書」という。)を交付する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 財団は、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに判定結果通知書を交付することができない場合は、建築主事等に対してその理由を明示した上で、必

要と認められる業務期日の延期を請求することができること。

(4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建築主事等は、判定結果通知書が交付されるまでの間に、財団に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。この場合において、財団は、既に支払われた判定手数料を返還せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。

(b) 県等は、財団がその責に帰すべき事由により業務期日までに判定結果通知書の交付をしないときその他の財団の責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でないと認められるときは、当該契約を解除することができること。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5) 財団が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 県等は、判定結果通知書の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、財団に対して、追完及び損害賠償を請求することができること。ただし、その誤りが、建築主事等が法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する指針に従って審査を行わなかったことその他財団の責に帰することができない事由に基づくものであることを財団が証明したときは、この限りでないこと。

(b) (a)の請求の期限に関すること。

(判定の実施方法)

第10条 財団は、前条第 1 項の規定による受付をしたときは、速やかに、法第 77 条の 35 の 7 第 1 項に規定する構造計算適合性判定員（以下「判定員」という。）に判定を実施させることとする。

2 判定員は、原則として 2 人以上で判定に係る審査（以下単に「審査」という。）を行うこととする。

3 判定員は、法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する指針第 2 に定める構造計算適合性判定に関する指針（以下単に「指針」という。）及び財団が作成した判定に関するマニュアルに従って、審査を行うこととする。

4 財団は、審査の実施にあたって必要があると認めるときは、建築主事等に通知した上で、申請者に対して構造計算に関する説明を直接求めることとする。

5 判定員が、審査において、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができないときは、財団は、指針告示第 2 第 4 項第 4 号の規定に基づき、建築主事等に対して、その旨及びその理由を「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書（別記様式 SF-04）」により通知することとする。

6 前項の場合において、建築主事等が法第 6 条第 13 項、法第 6 条の 2 第 9 項又は法第 18 条第 12 項の規定に基づき、申請者に対して、適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付することによって、第 8 条第 1 項(2)に規定する図書及び書類（この項及び次項において「申請書等」という。）の補正がなされ、又は申請書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出がなされるとともに、建築主事等から財団に対して当該補正された申請書等又は追加説明書の送付があったときは、指針告示第 2 第 4 項第 4 号の規定に基づき、これらの図書及び書類を申請書

等の一部として審査することとする。

- 7 前2項の場合において、第5項の通知書が建築主事等に到達した日から前項の補正された申請書等又は追加説明書が財団に到達した日までの日数は、第14条第1項の期間及び第15条第1項の延長する期間に含めないものとする。
- 8 判定員は、第5項に規定する場合を除き、審査の経過及び結果を記載し、かつ指針に従って判定を行ったことを証する書類として「判定チェックリスト（別記様式SF-05）」を、また、建築主事等が指摘した留意事項に対する回答その他判定における所見を記載した書類として「判定の所見等（別記様式SF-06）」を作成する。
- 9 財団は、前項のチェックリスト及び判定の所見等に基づき、第14条第1項の通知書を交付する。
- 10 判定の業務に従事する職員で判定員以外の者は、判定員の指示に従い、判定の求めの受付その他判定の業務に係る補助的な業務を行う。

（国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法）

第11条 法第20条第二号イの規定に基づき建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。

（大臣認定プログラムによる場合の判定の審査方法）

第12条 法第20条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で大臣認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、磁気ディスク等の提出があったときは、別表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

- (1) 判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が大臣認定プログラムの使用条件に適合することを確認すること。
 - (2) 判定に係る建築物の設計者が用いた大臣認定プログラムと同一のものを用いて、磁気ディスク等に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確認すること。
 - (3) 提出された構造計算書に大臣認定プログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確認すること。
- 2 前項(2)において、財団が行う構造計算は、財団が保有又はリース契約する大臣認定プログラムで行う。

（専門的な識見を有する者への意見聴取）

第13条 財団は、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第7

項、法第 6 条の 2 第 4 項又は法第 18 条第 6 項の規定により、次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、構造計算に関して専門的な識見を有する者(以下「専門家委員」という。)の意見を聴くものとする。

(1) 一般的に用いることが認められている基準とは異なる基準により構造計算が行われている場合

(2) 極めて高度な知識が要求される場合

(3) その他財団が判定を行うにあたって必要があると認める場合

2 財団は、専門家委員から意見を聴くときは、予め、意見聴取すべき事項及びこれに関する判定員の見解を申請者に示した上で、当該意見聴取すべき事項に関する見解を申請者に求めるものとする。この場合の手続きは、第 10 条第 5 項に定めるところによる。

3 専門家委員は、前項の判定員及び申請者の見解の妥当性について意見を述べるものとする。この場合、意見は原則として 2 名以上の専門家委員の合議に基づくものとする。

4 判定員は、専門家委員の意見を踏まえて、第 10 条第 8 項の判定チェックリスト及び判定の所見等を取りまとめる。

5 財団は、専門家委員から意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成 11 年建設省令第 13 号。以下「機関省令」という。)第 31 条の 11 第 1 項に規定する判定のための審査の結果を記載した図書として記録するものとする。

(構造計算適合性判定結果通知書の交付)

第14条 財団は、法第 18 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条第 8 項、法第 6 条の 2 第 5 項又は法第 18 条第 7 項の規定により、当該判定を求められた日から 14 日以内に、「構造計算適合性判定結果通知書(別記様式 SF-07)」を建築主事等に交付するものとする。この場合において、判定を求められた日とは第 9 条第 1 項の規定により財団が受け付ける判定用提出図書等(第 9 条第 2 項の規定により財団が建築主事等にその補正を求めた場合は、当該補正後のもの)が財団に到達した日とする。

2 財団は、前条の規定により専門家委員の意見を聴いたときは、その旨及び聴取した意見を前項の構造計算適合性判定結果通知書に記載するものとする。

3 第 1 項の規定において、次の各号のいずれかに該当することにより構造計算が適正に行われたものであると判定しない旨の判定結果を通知するときは、同項の構造計算適合性判定結果通知書にその理由を記載するものとする。

(1) 諸数値の設定、モデル化、解析法・算定式等の適用、演算過程等が適正に行われていない場合

(2) 大臣認定プログラムによる構造計算の判定において、第 12 条第 1 項各号に規定する確認ができない場合

(3) その他構造計算が適正に行われていない場合

4 第 1 項の規定による交付は、次の各号に掲げる図書及び書類を添えて行う。

(1) 第 8 条第 1 項(1)の構造計算適合性判定依頼書の写し

(2) 第 10 条第 8 項の判定チェックリスト及び判定の所見等

5 第 1 項及び第 4 項に規定する図書の交付については、予め建築主事等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができ

る。

- 6 財団は、判定の結果及び方法について疑義があるとして建築主事等から説明を求められた場合は、これに適切に回答するものとする。

(判定期間の延長)

第15条 財団は、法第 18 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条第 9 項、法第 6 条の 2 第 6 項又は第 18 条第 8 項の規定に基づき、法第 20 条第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限り、前条第 1 項の期間内に建築主事等に同項の構造計算適合性判定結果通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35 日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により前条第 1 項の期間を延長する場合は、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書(別記様式 SF-08)を前条第 1 項の期間内に建築主事等に交付するものとする。

(判定の求めの取り下げ)

第16条 建築主事等は、第 14 条第 1 項の通知書の交付前に確認の申請が取り下げられた場合においては、その旨を記載した「取下げ通知書(別記様式 SF-09)」を財団に提出する。

- 2 前項の場合においては、財団は、判定の業務を中止し、判定用提出図書等を建築主事等に返却するものとする。

第 3 章 判定手数料等

(判定手数料の収納)

第17条 県等は、別表 2 に定める判定手数料を銀行振込みにより納入するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は、県等の負担とする。
3 県等は、別途協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。

(判定手数料の返還)

第18条 財団が収納した判定手数料は返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第 4 章 判定員等

(判定員の選任)

第19条 財団は、判定の業務を実施させるため、法第 77 条の 35 の 7 第 2 項の規定により、機関省令第 31 条の 6 に規定する要件を備える者のうちから、判定の業務の適確な実施

のために必要な数以上で、かつ2人以上の判定員を選任するものとする。

2 財団は、第1項の規定により判定員を選任したときは、指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書（機関省令別記第10号の4様式）を茨城県知事に提出するものとする。

3 判定員は、財団の職員から選任するほか、財団の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

（判定員の解任）

第20条 財団は、判定員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その判定員を解任するものとする。

(1) 法第77条の35の7第4項の規定による茨城県知事の解任命令があったとき。

(2) 前号のほか、職務上の業務違反その他判定員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(4) その他解任の必要があると認められるとき。

2 財団は、前項の規定により判定員を解任したときは、前条第3項の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書を茨城県知事に提出するものとする。

（判定員の配置）

第21条 判定の業務を実施するため、財団の職員以外の判定員を20人（判定の業務に週5日従事する者に換算して4人）以上選任する。

2 財団は、判定の求めの件数が一時的に増加すること等の事情により、判定の業務を適確に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな判定員を選任する等の適切な措置を講じるものとする。

（専門家委員の選任）

第22条 財団は、第13条第1項の規定により意見を聴くため、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、専門家委員を選任するものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

(2) 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者

(3) 法第77条の42第1項の認定員若しくは法第77条の56第2項において準用する法第77条の42第1項の評価員であり、又はあった者

(4) 地方公共団体が設置する耐震診断等判定委員会その他これに類する委員会の委員であり、又はあった者など、理事長が建築物の構造に関して特に優れた専門的知識及び技術を有する者として認める者

2 専門家委員は、財団の職員から選任するほか、財団の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

(専門家委員の解任)

第23条 財団は、専門家委員が次のいずれかに該当する場合には、その専門家委員を解任するものとする。

- (1) 職務上の業務違反その他専門家委員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (3) その他解任の必要があると認められるとき。

(秘密保持義務)

第24条 財団の役員及びその職員（判定員、専門家委員を含む。次条第3項において同じ。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。

(判定の業務の実施体制)

第25条 判定の業務は、他の業務（建築物の確認検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行い、担当役員を配置する。

- 2 財団の役員及び判定の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 3 判定員は、次に掲げる者が建築主である建築物、設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は建築確認を行う建築物について、判定の業務に従事してはならないこととする。
 - (1) 当該判定員
 - (2) 当該判定員の親族
 - (3) 当該判定員の関係企業等
- 4 財団は、財団で実施する大臣認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できるよう大臣認定プログラムを使用できる環境を整備することとする。

第5章 定期報告

(定期報告)

第26条 財団は、法第77条の35の12第1項の規定に定める報告のほか、財団を指定した県知事が判定の業務に関する定期報告の実施をその指定の基準等に定めた場合にあっては、茨城県知事に対して、茨城県知事が定める方法により、報告しなければならないものとする。

第6章 雑 則

(帳簿及び図書等の保存期間)

第27条 帳簿及び図書等の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿及び図書等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第 77 条の 35 の 10 第 1 項に規定する帳簿 機関省令第 31 条の 14 の規定による引継ぎを完了するまで
- (2) 第 8 条第 1 項(1)の構造計算適合性判定依頼書、同条同項(2)の図書及び書類、第 9 条第 3 項の構造計算適合性判定受付書の写し（第 8 条第 1 項(1)の構造計算適合性判定依頼書に受付印を押印したものの写しをもってこれに代えた場合は除く。）第 10 条第 5 項の構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書の写し、同条第 6 項の建築主事等から送付のあった補正された申請書等及び追加説明書、同条第 8 項の判定チェックリスト及び判定の所見等の写し、第 13 条第 5 項の記録、第 14 条第 1 項の構造計算適合性判定結果通知書の写し並びに第 15 条第 2 項の構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書の写し 第 14 条第 1 項の構造計算適合性判定結果通知書の交付を行った日から 15 年間
- (3) 第 8 条第 1 項(3)の磁気ディスク等 第 14 条第 1 項の構造計算適合性判定結果通知書の交付を行った日から 15 年間

（帳簿及び図書等の保存及び管理の方法）

第28条 前条各号に掲げる帳簿及び図書等の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び同条(2)に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等を保存する方法によってすることができる。

3 前項の規定に基づき帳簿、図書等を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は磁気ディスク等のデータを原本として扱うものとする。

（経理的基礎の確保）

第29条 財団が判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し財団が負うべき民事上の責任の履行に必要な金額を担保するために、次のいずれにも該当する保険契約を締結した場合にあつては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額を、前項の経理的な基礎の要件のうち財産の評価額として必要な額に充当するものとする。

(1) 財団が判定を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなった場合における当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

(2) 構造計算書その他財団が判定の業務を実施するために必要な資料として財団に判定を求めた者から提出されたものに記載された事項に虚偽又は誤謬があった場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第30条 財団は、電子情報処理組織による判定の求めの受付及び図書の交付を行う場合において、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務の休廃止の許可の申請)

第31条 財団は、法第77条の35の13第1項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書(機関省令別記第10号の7様式)を茨城県知事に提出するものとする。

(判定の業務の引継ぎ)

第32条 財団は、法第77条の35の15第3項に規定する場合には、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 判定の業務を茨城県知事に引き継ぐこと。
- (2) 第27条(1)に規定する帳簿並びに同条(2)及び(3)に規定する図書等を茨城県知事に引き継ぐこと。
- (3) その他茨城県知事が必要と認める事項

2 前項の規定の実施に要する費用は、財団の負担とする。

(附則)

この規程は、平成19年6月20日より施行する。ただし、平成21年5月14日までの間は、第2条(4)(b)及び同号(c)の適用については、第2条(4)(b)中「その者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)」とあるのは、「その者が所属する企業、団体等」と、同号(c)中「その者の親族が役員である企業、団体等(過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。)」とあるのは「その者の親族が役員である企業、団体等」と、それぞれ読み替えるものとする。

別記 1 判定対象建築物（第 6 条関係）

全ての建築物

ただし、令第 81 条第 2 項第 1 号口に定める構造計算による建築物、財団が保有していない大臣認定プログラムを用いて構造計算された建築物(大臣認定プログラムを使用した構造計算適合性判定を行う場合に限る)及び特別な調査または研究によって確かめる必要がある等、財団において処理することが困難な建築物を除く。

別記 2 構造計算適合性判定依頼事前通知書の提出日（第 7 条関係）

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日

(1) 主事等が受理した日

(2) 前号の場合以外の場合 判定を求める予定日の 3 日前の日

別表 1 業務区域、判定の求めを受け付ける事務所及び判定の業務を行う場所（第 5 条関係）

(一)	(二)	(三)
業務区域	判定の求めを受け付ける事務所	判定の業務を行う場所
茨城県の全域	本部事務所 水戸市笠原町 978-30	本部事務所 水戸市笠原町 978-30 県南事務所 つくば市松代 1-18-1

別表 2 判定手数料（第 17 条関係）

	(一)	(二)	(三)
	床面積の合計	法第 20 条第二号イ又は第三号イの構造計算が大臣認定プログラムにより適正に行われている場合	法第 20 条第二号イの構造計算が同条第二号イに規定する方法により適正に行われている場合
(1)	1,000 m ² 以内のもの	107,000 円	156,000 円
(2)	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	134,000 円	209,000 円
(3)	2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	147,000 円	240,000 円
(4)	10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	187,000 円	318,000 円
(5)	50,000 m ² を超えるもの	319,000 円	587,000 円

備考

1. 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について建築物の計画の敷地内の建築物ごとに算定する。この場合において、当該建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなして算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（(2)及び(5)に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築する場合（(5)に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (3) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該建築物の床面積
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合 当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (5) 建築物を増築する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して増築する場合を含む。） 当該増築に係る部分の床面積に法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の判定を求める必要がある当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積

2. 別表2(二)欄は、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定に基づき提出されたファイル、磁気ディスク等に記録された情報を認定プログラムに入力することによる判定をいう。また、別表2(三)欄は、(二)欄に掲げる以外の場合をいう。